一般社団法人日本ゴールボール協会
審判員に関する規程

国内におけるゴールボール競技のさらなる発展と普及を図るために審判員制度を設ける。また、競技規則に則った審判業務に従事することで、公平に物事を考える倫理観を育て、公正な判断力を養い、共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現に貢献できる人材を育成する。

第１章　総則

（審判員の定義）
第１条　この規程において審判員とは一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、「協会」という）の理事会にて承認された正会員で、審判員制度運営委員会（以下、「審判委員会」という）に所定の手続きを済ませた者をいう。その手続きと区分の詳細については、次章で定める。

（審判員資格の条件）
第２条　審判員は１８歳以上でなければならない。

２　審判員は、テクニカルオフィシャルチームに所属するものとする。

（審判員資格の停止と失効）
第３条　審判員は、協会が定める「入会規則」、「ハラスメントの防止に関する規程」に反した場合又は審判委員会が審判員としての適正に欠くと理事会に報告し、認められた場合は、審判員としての活動を停止若しくは失効させられることがある。

２　審判員は、次のいずれかに該当する場合、審判員資格を失効する。
①休職の届出がなく協会事業２年度にわたり第１３条２項を満たさなかった場合。
②本人から辞退の申し出があった場合。

３　辞退した審判員は、その協会事業年度は正会員として籍を残すことができる。

（審判員の休職）
第４条　審判員は、傷病、出産などにより審判員の業務を休む場合、所定の届出を行うことにより審判員資格を維持することができる。

２　審判員の休職期間中は、その期間は審判員としての経験年数には含まれない。

（審判員の業務）
第５条　審判員は協会が主催または共催する日本国内におけるゴールボール競技の公式試合（以下、「公式試合」という）にて International Blind Sports Federation（以下、「IBSA」という）が定めるテクニカルオフィシャル業務を務めることができる。ただし、協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。

２　審判員は、協会が主催する競技大会や第４章で定めるオフィシャルクリニック及びレフェリークリニック等の業務に協力するよう努力しなくてはならない。

（審判員の職種の呼称）
第６条　日本国内における審判員の職種及び業務を以下のように区分し、呼称する。

職種	業務
レフェリー	レフェリー
	１０セカンドタイマー
	バックアップレフェリー
オフィシャル	スコアラー
	タイマー
	バックアップタイマー
	ゴールジャッジ

（服務の基本）
第７条　審判員は、試合中は IBSA のルールを遵守し、試合中は公平でかつ公正な審判を行わなくてはならない。

（服務規律）
第８条　審判員は、次の事項を守ってゴールボール競技の試合に精励しなければならない。
①協会の名誉と信用を傷つけないこと。
②担当試合の業務は責任を持って完遂すること。
③試合中は主催者が指定した服装を着用し、清潔感のある身だしなみを心掛けること。
④試合の不正行為を疑われる隙を与えないよう自己管理に努めること。
⑤観客、ボランティア、コーチ、選手及びスポンサーなどのステークホルダーに敬意を持って接すること。
⑥試合に関し、正当な事由なく金品を享受しないこと。
⑦酒気を帯びた状態、著しく睡眠を誘発する薬を服用して試合に従事しないこと。

（不服申し立て）

第９条　審判員は、審判委員会から降級や失効など不正に不利益な扱いを受けたと思慮するときは、理事会に申し立てることができる。

第２章　審判員の資格と地位

（審判員の資格）

第１０条　審判員の資格を、次の３階級に区分する。

①A 級レフェリー

②B 級レフェリー

③C 級レフェリー

（審判員の権限）

第１１条　各級の審判員の権限は以下の通りとする。

①A 級レフェリー

（ア）公式試合において、第６条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。

（イ）公式試合において、審判長又は副審判長を務めることができる。ただし、副審判長を優先して務めることはできない。

（ウ）各級の審判員試験を実施することができる。

（エ）レフェリークリニックを実施することができる。

（オ）オフィシャルクリニックを実施することができる。

（カ）審判員のための勉強会を実施することができる。

②B 級レフェリー

（ア）公式試合において、第６条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。

（イ）公式試合において、その大会の審判長の指名のもと、副審判長を務めることができる。ただし、A 級レフェリーが不参加の場合に限り、B 級レフェリーが審判委員会委員長に審判長を任命されるものとする。

（ウ）オフィシャルクリニックを実施することができる。

（エ）A級レフェリーの指名のもと、レフェリークリニックを補佐することができる。

③C 級レフェリー

（ア）公式試合において、第６条で定める職種でレフェリー及びオフィシャルを務めることができる。

（イ）A級レフェリー、B級レフェリーの指名のもと、オフィシャルクリニックを補佐することができる。ただし、A 級レフェリーおよび B 級レフェリーが不参加の場合に限り、C 級レフェリーが当該クリニックを担当することができるものとする。

（審判員の認定条件）

第１２条　各級の審判員の認定条件は以下の通りとする。

① A 級レフェリーは、B 級レフェリーとして 4 年以上活動し、A 級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。

② B 級レフェリーは、C 級レフェリーとして 3 年以上活動し、B 級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。

③ C 級レフェリーは、第２９条で規定する公認オフィシャルスタッフとして 2 年以上活動し、C 級レフェリー認定試験において適格と認められた者に対して審判委員会が認定する。

（審判員の登録）

第１３条　審判委員会が認定した審判員は、認定料を支払うことで、その年の協会事業年度末まで審判員活動を行うことができる。

２　審判員は、その年の協会事業年度末までに審判委員会へ活動記録書を提出し、かつ更新料を支払うことで翌年度も審判員活動を行うことができる。

３　審判員の認定日は各級のレフェリー認定試験日とする。認定試験が複数日にわたり行われた場合は、その最終日を認定日とする。

４　認定証は、認定料振り込み後、原則 1 か月以内に審判委員会より発行される。

５　登録証・活動記録書は、協会事業年度開始後、原則 2 か月以内に審判委員会より発行される。

６　初めて審判員として認定された者に対しては、主催大会において着用が義務付けられるシャツを 1 着無償で支給する。追加で必要となる場合は、その費用を実費として請求するものとする。ただし、シャツのデザインが変更された場合には、この限りではない。

（審判員に関わる費用）

第１４条　審判員の受験料、認定料、更新料は以下の通りとする。

区分	受験料	認定料	更新料
A 級レフェリー	3,000 円	7,000 円	2,000 円
B 級レフェリー		5,000 円	
C 級レフェリー		3,000 円	

（審判員の活動維持条件）

第１５条　審判員は、現在の級を維持するために、その協会事業年度内に以下の試合数とポイント数を満たさなくてはならない。

区分	試合数	ポイント数
A 級レフェリー	8 試合	１０ポイント
B 級レフェリー	5 試合	１０ポイント
C 級レフェリー	5 試合	5 ポイント

２　前項における試合数とは、公式試合及び国際大会においてレフェリー業務（テーブルサイドレフェリーまたはファーサイドレフェリー）を担当した試合数を指す。ただし、公式試合に該当しない場合であっても、正規の競技規則に基づき実施された試合については、当該試合数に含めることがある。

３　第１５条が規定するポイント数は以下の活動により、１日当たり１ポイント加算する。

①協会主催又は共催大会の準備及び運営に参加
②審判員試験の実施及び受験
③オフィシャルクリニックの実施
④レフェリークリニックの実施及び受講
⑤第 5 章で定めるレフェリーサポート対象事業
⑥審判員として IBSA のルールで行われる国内及び国際大会の参加
⑦その他協会が認める事業への参加

（昇級した年度の活動維持条件）

第１６条　昇級した審判員は、その協会事業年度において昇級前の活動条件を満たした場合、翌事業年度においても同一の級を維持するものとする。

（審判員の降級）

第１７条　審判員は、その協会事業年度末までに以下の条件を満たさなかった場合は、翌年度に１段階降級する。ただし、協会会長が事情を鑑み、認めた場合はこの限りでない。

①活動記録書を提出しなかった場合
②更新料を支払わなかった場合
③第１５条の審判員の活動維持条件を満たさなかった場合

２　活動条件を満たさなかったＣ級レフェリーは降級せず､C 級レフェリーとして留まる。ただし、協会事業翌年度に昇級試験を受験することはできない。

（公平な活動機会の情報提供）
第１８条　審判委員会は、審判員が活動維持条件を達成するために、第１５条３項で列挙された情報を審判員に、公平に、公表しなければならない。

第３章　審判員の認定試験

（審判員認定試験日の公開）
第１９条　審判委員会は、審判員認定試験（以下、「試験」とする）の実施日が決定した場合、速やかに公にしなければならない。

２　審判委員会は、試験を実施する場合、第１１条の規定に沿った認定試験実施者（以下、「実施者」とする）をあらかじめ決めておかなくてはならない。

（試験の受験資格）
第２０条　審判員の各級の受験資格は以下の通りとする。
①Ａ級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる。
（ア）Ｂ級レフェリーとして通算４年以上の活動実績を有すること。
（イ）第６条で定める試合数及びポイント数において、Ｂ級レフェリーとして２０試合以上と４０ポイント以上を取得していること。
②Ｂ級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる。
（ア）Ｃ級レフェリーとして通算３年以上の活動実績を有すること。
（イ）第６条で定める試合数及びポイント数において、Ｃ級レフェリーとして１５試合以上と１５ポイント以上を取得していること。
③Ｃ級レフェリーは、以下の全ての条件を満たした者が受験できる
（ア）公認オフィシャルスタッフとして通算２年以上の活動実績を有すること。
（イ）第５章で定めるレフェリーサポートにおいて、１０日以上のレフェリー経験を積んでいること。
（ウ）レフェリークリニックを１回以上受講していること。

２　審判員試験を受験しようとする者は、第１２条で定める活動実績年数に満たない場合であっても、それが１８０日以内であり、所定の試合数及びポイント数の要件を満たしているときは、受験申請を行うことができる。この場合、当該レフェリーは、任意様式の申請書及び当該時点における活動報告書を添えて審判委員会に提出しなければならない。

（受験者数の上限）
第２１条　試験は、その試験評価の特性上、１回の試験における受験者数について、以下の人数を上限とする。ただし、確保できた会場の面積や運営上の状況に応じて上限数を適宜変

更することがある。
①Ａ級レフェリー認定試験　４名
②Ｂ級レフェリー認定試験　４名
③Ｃ級レフェリー認定試験　４名

（試験の内容）
第２２条　審判員の各級の認定試験は、次に定める基準に従い評価する。
①Ａ級レフェリー認定試験は、１日の講義及び筆記試験で行われる。
②Ｂ級レフェリー認定試験は、1 日の講義、筆記試験及び２試合の実技試験で行われる。
実技試験は公式試合で行われる。
③Ｃ級レフェリー認定試験は、１日の講義、筆記試験及び１日の実技試験で行われる。

（試験の合否）
第２３条　審判員の各級の認定試験は、いずれの試験科目でも８０％以上の成果で合格とする。

（試験実施者の人数）
第２４条　試験実施の際の実施者の人数は以下の通りとする。
①Ａ級レフェリー認定試験　１名
②Ｂ級レフェリー認定試験　１名
③Ｃ級レフェリー認定試験　１名

２　Ｃ級レフェリー試験がレフェリークリニックと併催され、かつ受験者と受講者の合計が４名以上となった場合、１名に限り補佐をつけることができる。

３　受験者は、実施者及び補佐になることはできない。

（実施者の義務）
第２５条　審判委員会は、受験申請者に対し、申込締切後１週間以内に受験の可否の通知をしなければならない。

２　審判委員会は、当該級に求められる技量に応じた筆記試験を作成するものとする。

３　実施者は、試験実施後に受験者の筆記試験の答案及び実技試験の評価結果の詳細を、速やかに審判委員会に知らせなくてはならない。

４　審判委員会は、理事からの求めに対し、受験者の筆記試験の答案及び実技試験の評価結

果の詳細を提出しなくてはならない。ただし、理事本人が受験者である場合、この限りではない。

５　試験の実施に関与したすべての者は、受験者の筆記試験における答案および実技試験の評価結果の詳細について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

6　試験を受験する者が審判委員会の委員である場合は、当該試験に係る筆記試験の内容を、試験実施前に閲覧してはならない。

第４章　オフィシャルクリニック　レフェリークリニック

（オフィシャルクリニックの開催）
第２６条　協会は、協会の理念に賛同する者を対象として、ゴールボール競技規則の基本的事項の理解を促し、競技への親しみを深めることを目的に、オフィシャルクリニックを適宜開催するものとする。

（オフィシャルクリニックの受講資格）
第２７条　オフィシャルクリニックは、18 歳以上の者が受講することができる。ただし、高等学校に在学する者は、保護者の同意を要するものとする。

（オフィシャルスタッフと公認オフィシャルスタッフ）
第２８条　オフィシャルクリニックを受講した者を、オフィシャルスタッフとする。オフィシャルスタッフは、公式試合にて、協会が定める競技及び運営ボランティア業務を務めることができる。

２　オフィシャルクリニックを受講し、所定の手続きをした者は、公認オフィシャルスタッフとして登録されるものとする。公認オフィシャルスタッフは、公式試合にて、オフィシャル業務を行うことができる。

（レフェリークリニックの開催）
第２９条　協会は、レフェリーの知識および技術の向上を図ることを目的として、レフェリークリニックを適宜開催するものとする。

（レフェリークリニックの受講資格）
第３０条　レフェリークリニックは、オフィシャルクリニックを受講し、かつ公式大会において競技ボランティアとしての活動実績を有する者が受講することができるものとする。

（各クリニックの受講者の上限）
第３１条　オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックの受講者数の目安は、次の通りとする。
　①オフィシャルクリニック　　３０名程度
　②レフェリークリニック　　６名程度

２　前項の受講者数は、会場の規模、運営体制、受講希望者数その他の状況に応じて、必要に応じて調整することができるものとする。

（各クリニックの内容）
第３２条　オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックは、以下の日数で行われる。
　①オフィシャルクリニックは、講義及び実技が１日で行われる。
　②レフェリークリニックは、１日の講義及び１日の実技で行われる。

２　レフェリークリニックは、Ｃ級レフェリー認定試験と併せて実施することがある。

（各クリニックの受講料）
第３３条　オフィシャルクリニック及びレフェリークリニックの受講料は、1 人当たり無料から 3,000 円の範囲内とし、開催ごとに事前に定めた上で公表するものとする。

（各クリニックの実施者の人数）
第３４条　各クリニックを実施する場合における実施者の人数は以下の通りとする。
　①オフィシャルクリニック　１名
　②レフェリークリニック　１名

2　各クリニックの受講者が 4 名を上回る場合は、補佐を配置することができるものとする。

３　受講者は、実施者及び補佐になることはできない。

（実施者の義務）
第３５条　審判委員会は、各クリニック受講申請者に対して、申込締切後１週間以内に受講の可否の通知をしなければならない。

第５章　レフェリーサポート

（レフェリーサポートの定義）
第３６条　レフェリーサポートとは、協会内の他部門または協会正会員等からの要請に基

づき、練習会その他の活動において審判員として参加することを含む、任意かつボランティア性の高い支援活動をいう。

（レフェリーサポートの種類）
第３７条　レフェリーサポートの対象事業は、主に以下のものをいう。
①チャレンジゴールボール大会
②アドバンスカップ
③強化指定選手及び次世代合宿
④盲学校、視覚特別支援学校主催の練習会
⑤協会にチーム登録したメンバー主催の練習会

（レフェリーサポート実施日の公開）
第３８条　審判委員会は、レフェリーサポートに該当する実施日が決定した場合、速やかに当該情報を審判員及び公認オフィシャルスタッフに周知しなければならない。

（レフェリーサポートの参加資格）
第３９条　レフェリーサポートに参加するにあたり、主催者が特段の制限を設けていない場合には、審判委員会は当該審判員等の階級の高低によって参加の可否を判断してはならないものとする。

第６章　審判員の国際活動

（日本国外への大会への参加）
第４０条　審判員は、国内外の審判員資格の取得及び維持を目的として、日本国外のゴールボールの大会（以下、「国際大会」とする）に審判員として参加できるものとする。

（国際大会参加時の情報報告の義務）
第４１条　国際大会に参加する審判員は、安全確保および緊急時の対応を目的として、参加日程、利用する航空便名及び宿泊先を、事前に協会に報告しなければならない。

（国際大会参加費用の支援）
第４２条　協会は、国際大会に参加を希望する審判員に対し、当該大会への参加に要する費用の一部を補助することがある。

２　補助の対象、金額、手続きその他必要な事項は別に定める。

第７章　審判員の謝金

（謝金）

第４３条　審判員には、日本ゴールボール選手権大会（予選を含む）にて審判員として活動をした場合、対価として謝金及び交通費が支払われる。謝金額と交通費については別で定める。

附　則

この規程は、２０２６年（令和８年）４月１日から施行する。

・２０２１年（令和３年）８月２日　審判員の倫理規程を施行した。
・２０２２年（令和４年）６月１日　公認審判員規程及び公認審判員制度細則を施行した。
・２０２３年（令和５年）４月１日　審判員規程及び公認審判員制度細則の一部を改正し、審判員の謝金に関する規程を施行した。
・２０２４年（令和６年）５月１日　公認審判員制度規程を改正した。
・２０２６年（令和８年）８月１７日　上記規程類を全面的に見直し、「審判員に関する規程」として統合・施行する。